

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成21年11月30日(月) 開会時間 午後1時36分  
閉会時間 午後1時49分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 進藤 純世  
副委員長 土橋 亨  
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 皆川 巖 堀内 富久  
金丸 直道 丹澤 和平 清水 武則

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 古屋 知子 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀  
理事 藤原 一治 次長(総務課長事務取扱) 鷹野 勝己 福利給与課長 古屋 成和

議題 第122号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例中改正の件

審査の結果 原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後1時36分から午後1時49分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等

※第122号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑

堀内委員 2番の教員特別手当について、人材確保ということをおっしゃたんですけども、もうちょっと詳しく教えてください。

古屋福利給与課長 義務教育等教員特別手当ですが、昭和49年に、小中学校等の教育職員に優秀な人材を確保するというを目的に制定されました。正式名称は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法です。このことをいわゆる人材確保法と呼んでいるわけですが、教育職員の給与水準を一般の公務員に比べて優遇する措置として設けられた手当であります。その国庫負担金が3.8%から3.0%に下げられ、今年度それが3.0%から2.2%に引き下げられることによる措置であります。

堀内委員 例えば1人年にどのくらいの支給になるんですか。

古屋福利給与課長 今までですと、最高限度額ですが、1人当たり月額1万5,900円になります。それが3%でした。それが2.2%に変わるために、1万5,900円に3%分の2.2%を掛けまして、計算しますと1月から1万1,660円です。それで、100円未満を四捨五入しまして1万1,700円という支給額になります。

- 堀内委員           この特別手当を支給している方が幾人ぐらいて、年にどのくらいもらっているか、教えてください。
- 古屋福利給与課長   人数であります。小、中、高、特別教育の教員ですので、7,482名になります。
- 堀内委員           そうすると、これを掛ければいいのか。
- 古屋福利給与課長   そうです。  
平均額でいいますと、管理職につきましては、今までの1万4,879円でした。それが今回2.2%に下がることで平均1万911円となります。  
それから、教員につきましては、今までの1万554円でしたが、今回の改定で、それが平均7,739円という額に変わっていきます。
- 堀内委員           もう一度聞きますけれども、これはほとんどの教員の方が得られているということですか。
- 古屋福利給与課長   対象は、小学校、中学校等ということで、高校、それから特別支援等も含まれます。
- 堀内委員           我々は、初めてこれについて聞くんですけども、やはりこういうものは必要としているわけなんですか。
- 古屋福利給与課長   先ほども申し上げましたように、49年にこの人材確保法ができて、国の国庫負担措置がされておりまして、それで支給されているものであります。
- 討論               なし
- 採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- その他           ・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 進藤 純世